

# いじめ防止基本方針



平成27年 2月

鹿児島市立皇徳寺小学校

# I いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

## 1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

いじめの問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応するとともに、家庭、地域や関係機関と学校が積極的に連携していかねばならない。

鹿児島市立皇徳寺小学校（以下、「本校」という。）の児童がいじめでつらい思いをすることがないように、私たち大人一人一人が、「いじめは絶対に許されない。」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を果たすとともに、児童も安心して豊かな集団を築いていく役割を担っていることを自覚し、共にいじめを生まない風土を醸成していかねばならない。

- 全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組めるようにいじめが行われなくなるようにする。
- 「いじめは絶対に許されない行為である」という認識に立つ。
- いじめられた児童の立場に立ち、児童の生命・心身の保護を最重要として解決に当たる。
- 家庭・地域との連携を密にして、関係者がそれぞれの役割を果たしながら組織的に問題の克服に当たる。

## 2 いじめの防止等に関する基本的な考え方

### (1) いじめの定義

「いじめ」をいじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。）第 2 条に基づき、次のとおり定義する。

(定義)

第 2 条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

※ 「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）などとの人的関係を指す。

※ 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかは除く。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた児童の立場に立つことが必要である。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
  - ・ 不快に感じるあだなをつけられ、しつこく言われる
  - ・ 容姿や言動について、不快なことを言われる
  - ・ 「消えろ」「死ね」などと存在を否定される
- 仲間はずれや集団による無視をされる
  - ・ 遊びや活動の際、集団の中に入れない
  - ・ わざと会話をしない・席を離す、避けるように通る
- ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
  - ・ ぶつかるように通行する、通行中に足をかけられる
  - ・ 遊びと称して、よく技をかけられたり、叩かれたりする
  - ・ 叩かれたり、蹴られたりすることが繰り返される
- 金品をたかられる
  - ・ 脅されてお金や品物を要求される
  - ・ 筆記用具を何度も貸しているが返却されない
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
  - ・ くつを隠される
  - ・ 持ち物を取られ、傷をつけられる、ゴミ箱に捨てられる
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
  - ・ 机や壁に誹謗中傷を書かれる
  - ・ 人前で衣服を脱がされる
  - ・ 脅されて万引き等をさせられる
- パソコンや携帯電話等を使って、誹謗中傷や嫌なことをされる
  - ・ ブログや掲示板に誹謗中傷や事実と異なることを書かれたり、個人情報や恥ずかしい写真を掲載される・いたずらや脅しのメールを送られる
  - ・ SNSのグループからわざと外される

なお、いじめの防止等に向けた取組に当たっては、以上の点についての共通認識を児童教職員のみならず地域住民、家庭、その他の関係者が持つことが重要である。

## (2) いじめの防止

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものであることから、いじめの問題を根本的に克服するためには、いじめの未然防止が重要であり、すべての児童をいじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくることを目指して、関係者が一体となって継続的に取り組む必要がある。

ア 全ての児童を対象としたいじめの未然防止の観点

- 「いじめは決して許されない」ことへの理解を促す。
- 豊かな情操や道徳心を醸成し、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度を育成し、心の通う人間関係を構築する力の素地を養う。
- いじめの背景にはストレス等の心理的な要因もあることから、その解消・改善を図るなど、ストレスに適切に対処できる力を育む。

#### イ 学校及び家庭等の取組

- 学校にかかわる大人たちが一体となって、すべての児童が毎日の生活において安心して過ごし、自己有用感や充実感を感じられるような働きかけをする。
- いじめの防止のための児童の自主的な取組を支援する。
- 学校におけるいじめの問題は社会全体で対応することが重要であることから、市民全体がいじめにかかわる取組の重要性について認識し、家庭・地域と一体となって取り組んでいけるような普及啓発を図る。

### (3) いじめの早期発見

いじめは「どの学校でも、どの学級でも、どの子どもにも起こり得る」という認識をもち対応する。いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であると考えなければならない。

#### ア 早期発見に向けて

- 全ての大人が連携し、児童のささいな変化に気付く力を高める。
- いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識する。
- ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持つ。
- いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知する。

#### イ 学校及び家庭等の取組

- 定期的なアンケート調査や教育相談の実施、相談窓口の周知等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整える。
- 家庭・地域と連携して常に児童のわずかなサインも見逃さないようにする。

### (4) いじめへの対処

いじめがあることを確認した場合、いじめられている児童の立場に立った迅速な対応をとる必要がある。

#### ア いじめが確認された場合の対応

- 組織的な対応を行う。
- 直ちにいじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
- いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で適切に指導する。
- 家庭への連絡や教育委員会への相談のほか、事案に応じて関係機関と連携する。

#### イ 学校の体制整備

- 教職員は平素からいじめを把握した場合の対処について理解を深めておく。
- いじめたとされる児童からの事実確認等は、その立場や状況を十分に配慮しながら慎重に行う。
- 学校における組織的な対応を可能にする体制を整備する。

### (5) 教職員の資質向上

いじめの問題解決には、一人一人の教職員の力量に期するところが極めて大きいことから研修等を通して資質向上を図る必要がある。

#### ア いじめの問題に関する教職員の資質向上

- いじめの問題に対し、正しい共通認識及び対処を行うため、いじめの問題への対処の在り方についての理解を深める。
- いじめを生まない、解決できる学級・学校づくりに向けて、教師一人一人の授業力や学級経営力の向上が必要であり、いじめの未然防止のための研修の機会充実に努める。

#### イ 学校の体制の整備

- いじめの問題に対して、様態に応じた適切な対処ができるよう、教職員の研修の機会を充実させる。
- その態様に応じた適切な対処ができるよう、心理や福祉の専門家等を活用して、教職員のカウンセリング能力等の向上のための校内研修等を充実させる

### (6) 家庭・地域との連携

子どもの健やかな成長を促すことは学校教育の基本であり、その実現には、学校関係者と家庭との連携が欠かせない。こうした観点から、いじめの問題についても、家庭との連携を図っていく必要がある。

#### ア 家庭との連携

- いじめの早期発見のため、家庭生活における小さな変化を把握したり、いじめを行った児童に対して根気強く毅然とした指導を継続して行ったりするために、保護者の理解協力が不可欠であり、そのための十分な連携を図る。
- いじめの問題について、規範意識の醸成など、家庭と連携した対策を推進する。

#### イ 地域との連携

- より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、地域と家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。

### (7) 関係機関との連携

社会全体で児童を見守り、健やかな成長を促すためには、学校と地域との連携が欠かせない。こうした観点から、いじめの問題についても、学校は地域との連携を図っていく必要がある。

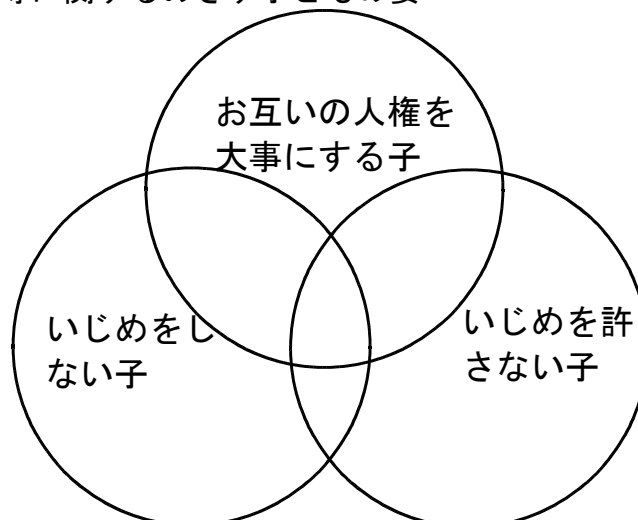
#### ア 連携の必要性

- 学校が、いじめる児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、教育委員会をはじめ、警察、児童相談所、医療機関、法務局等の関係機関との適切な連携が必要である。

#### イ 連携に向けて

- 日頃から、教育委員会や関係機関の担当者の窓口交換や情報共有体制を構築しておく。
- 教育相談の実施に当たり必要に応じて、医療機関などの専門機関と連携する。
- 法務局など、学校以外の相談窓口についても児童へ適切に周知する

### 3 いじめの防止等に関するめざす子どもの姿



## Ⅱ いじめの防止等に向けて本校が実施する取組

### 1 本校におけるいじめ防止等の対策のための組織

いじめの問題に対して、組織的な対応を行うために中核となる常設の組織を置く。また、必要に応じて、外部専門家等が参加しながら対応することにより、より実効的ないじめの問題解決にあたる。

#### (1) 目的

- 法第22条に基づき、いじめを未然に防止し、いじめまたはその兆候を早期に発見・対処して、学校組織としてその解決を図る。
- 組織の名称は、「生徒指導委員会(いじめ問題対策委員会)」とする。

#### (2) 機能

- 「鹿児島市立皇徳寺小学校いじめ防止基本方針」について検討を行う。
- 学校で把握したいじめに対して、組織的な対応を推進するとともに、その取組に対して協議、調整、評価を行う。
- いじめ等を含めた問題行動、アンケート調査並びに教育相談等に関する情報交換を行い、対応等について話し合う。(内容については全職員で共通理解し共通実践していく。)
- いじめ問題を含めた生徒指導に関する校内研修を企画する。
- 学校で把握したいじめの重大事態に対して、教育委員会と連携し対応する。
- 必要に応じて、外部専門家から意見を聞き、学校の対応等に活用する。

#### (3) 構成等

- 校長      ○ 教頭      ○ 生徒指導主任      ○ 養護教諭
  - 学年生徒指導部
- (必要に応じて)

- 関係教職員      ○ スクールカウンセラー等外部専門家      ○ 関係機関

#### (4) 開催

原則毎月1回開催する。ただし、いじめ発生時は緊急開催する場合もある。

#### (5) 関係機関連絡先

関係機関	電話番号
鹿児島市教育委員会青少年課	227-1971
県警察本部	232-7869
鹿児島南警察署	269-0110
中山交番	267-5867
県総合教育センター教育相談課	294-2788
県中央児童相談所	264-3003
鹿児島市子ども福祉課	216-1260

### 2 いじめの未然防止

いじめはどの学級でも、どの児童にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象にいじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

#### (1) いじめについての共通理解

- ア 校内研修や職員会議で学校の基本方針の周知を図り、「ニコニコ月間」や「いじめ問題を考える週間」等で、全校児童を対象に、いじめに関する講話等を行う。
- イ 児童理解の時間を毎週の学年会の中に位置づけ、情報の共有化を図るとともに、学年代表は生徒指導委員会で報告をする。

- ウ 4月第3週及び9月第2週の「いじめ問題を考える週間」を中心に、年間を通じて、適宜児童がいじめの問題について学ぶ時間を設定する。
  - エ 「ニコニコ月間」や「いじめ問題を考える週間」、その他のいじめの未然防止のための具体的な取組について、生徒指導委員会(いじめ問題対策委員会)で評価し、改善を図る。
- (2) いじめに向かわせない態度・能力の育成
- ア 児童会活動・児童総会等でのいじめを防止についての主体的な話し合いと取組を推進する。(標語・ポスター募集)
  - イ 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実を図る。
    - ・ 命の教育を含めた道徳教育を全教育活動を通じて充実させ、児童の思いやりの気持ちや自他の生命を尊重する態度を育む。
    - ・ 人権尊重の視点から、全教育活動を通じて、児童一人一人に「いじめは絶対に許されない」という態度を育む。
  - ウ 自主的・体験的活動の推進による自尊感情と好ましい人間関係の構築を図る。
  - エ 心のつながりを深めるあいさつ運動を推進する。
  - オ 豊かな感性を培う読書活動の推進を図る。
- (3) いじめが起きにくい集団の育成
- ア 教師は、人間関係作りという視点から学級教育目標を立て、日々の学級経営に反映させる。
  - イ 「いじめは絶対に許されない」という学級づくりに努める。
  - ウ 一人一人のよさを活かした分かる・できる授業づくりを推進する。
  - エ 人間関係を把握し、一人一人が活躍できる場を設定する。
  - オ コミュニケーション能力や人間関係のトラブルを自分たちで解決する自己解決能力を育てる。
  - カ 人間関係を深める異学年交流を推進する。(ふれあい集会・ふれあい給食・児童集会等)
  - キ 保護者同士のコミュニケーションがより図れるよう適切なPTA活動を進める。
  - ク 担任がPTA学年学級活動に参加し、情報収集等、いじめ発生防止に努める。
- (4) 児童の自己有用感や自己肯定感の育成
- ア すべての教育活動を通して、児童が主体的に行動し、他者の役に立っているという自己有用感や、自分自身のよさを認め、自分は大切な存在であると思える自己肯定感を高める。
  - イ 全校朝会等での表彰式や学校だよりなどを利用し、児童の頑張りを多くの他の児童や保護者等に紹介し、自己有用感を高める。
  - ウ 教師は、暴言などの否定的な発言をせず、プラス志向の発言に努める。

### 3 いじめの早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく認知する。

- (1) いじめアンケートの実施(4・5・7・12・2月)とアンケートにもとづく教育相談の実施により、いじめの実態把握に努め、その後の取組につなげる。
- (2) 「いじめられている子どもの出すサイン [いじめ対策必携 P4～P5]」を活用して早期発見に努める。
- (3) 日常的に児童の様子に目を配り、表面には表れない交友関係や悩みを探るように努める。
- (4) 児童の心身の状況に配慮した健康観察に全職員で取り組む。

- (5) 養護教諭と担任が連携し、健康相談を通して、いじめの早期発見と迅速な対応に努める。
- (6) 担任の目が届きにくい休み時間、掃除時間、放課後等に職員で積極的に声かけをする。
- (7) 日頃から教職員同士(学年会・企画委員会等)や保護者(放課後・教育相談日・連絡帳)、関係機関等(民生委員会・学校評議員会等)と連絡を取り合う関係を築いておき、情報交換を行う。
- (8) 地域行事等学校外でのいじめについても常にアンテナを張り早期発見に努める。
- (9) 「かごしま教育ホットライン 24」等の教育相談窓口の周知を行う。

#### 4 いじめの早期対応

いじめを認識した場合には、迅速で組織的な対応を心がけ、正確・詳細な実態の把握と全職員での情報の共有化を図り、生徒指導委員会(いじめ問題対策委員会)を中心とした指導体制のもと方針を決定し、いじめを受けた児童への支援、いじめを行った児童への指導、周囲の児童へのケア等について、教職員の役割分担を明確にし、必要に応じて市教育委員会へ報告し、指導・助言を受ける。【巻末フロー図①参照】

##### (1) 正確・詳細な実態の把握

- いじめを受けた児童、いじめを行った児童、周囲の児童から個別に聴き取りを行う。その際、担任と学年主任等二人以上で聴き取りを行う。
- いじめの状況、いじめのきっかけ等をじっくり聴き、事実に基づく指導を行えるように記録する。
- 事情聴取は、被害者→周囲にいる者→加害者の順に行う。
- 情報の食い違いはないか、複数の教員で確認しながら聴取を進める。

##### (2) いじめを受けた児童への対応

- いじめを受けた児童の安全を直ちに確保し、いじめを受けた児童の側に立ち、絶対に守りとおすという姿勢を明確に伝える。
- いじめられた児童に共感しつつよく聴き、いじめの内容や関係する児童などの事実関係を明らかにする。
- 具体的な対応を示し、必ず解決することを伝え、安心感を与えるとともに、注意深く見守り、安心感をもたせながら支援を行う。
- 必要に応じて、スクールカウンセラーや臨床心理相談員等を活用し、児童の心のケアを図る。
- 解決が図られたと思われる事案についても継続した見届けを行っていく。

##### (3) いじめを行った児童への対応

- いじめを行った児童からも、十分に話を聴き、いじめの内容や関係する児童などの事実関係を明らかにする。
- いじめは人間の生き方として絶対に許されない、卑怯な行為であることを理解させて、すぐにいじめをやめさせる。
- 傷ついた相手の気持ちを理解させ、心から謝罪できるように指導する。
- 生徒指導委員会(いじめ問題対策委員会)が中心となって組織的・継続的に見守り、指導を徹底する。
- 児童の発達上の悩みや葛藤などについても十分に配慮し、立ち直りを支援していく。
- 必要に応じて、スクールカウンセラーや臨床心理相談員等を活用し、児童の心のケアを図る。

##### (4) いじめを通報した児童への対応

- 通報した児童のプライバシーが完全に守られるよう、十分に配慮する。
- 勇気をもって教職員にいじめを通報した児童を十分称賛するとともに、守り通すことをはっきり伝え、いじめを通報した児童の安全を確保するための取組を徹底する。



(5) 周りではやし立てる児童や見て見ぬふりをする児童への対応

- いじめている児童のまわりで、一緒になって見ていることなどは、いじめ行為と同じであることを理解させる。
- いじめられている児童の気持ちになって考えると、何もしないでいることは、いじめを行ったのと同じように思われることに気付かせる。
- いじめは、他人事ではなく、自分の問題として考えさせるとともに、いじめを見かけたら、すぐに知らせる勇気をもたせる指導を行う。

(6) 保護者への対応

- いじめを受けた児童の保護者に対しては、家庭訪問し、丁寧に状況を説明するとともに、学校としての取組方針を伝え、誠実に対応する。
- いじめを行った児童の保護者に対しても、家庭訪問し、丁寧に状況を説明するとともに、学校としての指導方針を伝え、協力を求める。
- 双方の保護者ともに連絡を密にし、謝罪の場を設けるなど、誠意を尽くした対応を続けるとともに、保護者の心のケアを図るため、必要に応じて、スクールカウンセラーや臨床心理相談員等を活用する。

(7) 地域や家庭、関係機関等への対応

- 学校評議員、PTA等地域の関係団体等と、いじめの問題について協議する機会を設けたりするなど、いじめの問題に対して地域や家庭と連携した対策を日頃から推進する。
- いじめを発見した場合は、必要に応じて協力を依頼することも考える。
- いじめの問題における指導において、十分な効果を上げることが困難な場合などには、児童相談所や警察などの関係機関との適切な連携を行う。

## 5 ネット上のいじめへの対応

「ネット上のいじめ」とは、インターネット上の公共の掲示板や、児童が独自に作成した掲示板や自己紹介サイトなどに、個人を特定した誹謗中傷を書き込んだり、カメラ等で撮影した他人の顔写真を無許可で掲載したりすることや、「なりすましメール」「チェーンメール」などを送信したりすることにより、精神的な苦痛や不安を与えるものである。

必要となる基本的な対応は、いじめ問題と同様であるが、その匿名性の高さや、時間・場所を選ばない点、解決の確認が難しい点などを考慮して対応に当たる。

ア 「インターネット等利用実態調査」等により、児童の携帯電話やスマートフォン、インターネット等利用の実態を把握する。

イ 「ネット上のいじめ」により、命にかかわる深刻な問題が発生していることを教える。

ウ 携帯電話等を利用する際のルール、マナーを指導する。

エ 情報モラルに関する指導を教育課程に位置付け、計画的な取組を行う。

オ 親子で、携帯電話が本当に必要かどうか、家庭内のルールなどについて、きちんと話し合うよう協力依頼する。

カ フィルタリングを設定したりするなどの、保護者の責務について啓発する。

キ 「学校ネットパトロール事業」等により、不適切な書き込み等について実態を把握する。

ク ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、掲示板等の管理者に、運用方針に沿って削除依頼をする。管理者が対応しない場合などは、インターネット接続業者に削除依頼をする。

ケ 内容がエスカレートしたり、削除依頼をしても削除されなかったりする場合は、警察への相談も合わせて対応・検討する。

## 6 重大事態への対処

### (1) 重大事態の定義

重大事態とは、法第28条第1項において、次のア又はイの場合と定められている。

- ア いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- 児童が自殺を企図した場合
  - 身体に重大な傷害を負った場合
  - 金品等に重大な被害を被った場合
  - 精神性の疾患を発症した場合
- イ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
- 不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合も学校の設置者又は学校の判断で重大事態と認識する。

※ 「重大な被害」とは、児童の心情を踏まえて、判断していく必要がある。

※ 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

### (2) 重大事態への取組 【巻末フロー図②参照】

#### ア 重大事態の報告

重大事態が発生した場合は、速やかに市教育委員会に報告する。

#### イ 全校体制による緊急対応

生徒指導委員会(いじめ問題対策委員会)は、あらかじめ緊急対応策を策定しておき、チームを組織して、市教育委員会と連携して全校体制で対応する。

- 事態の状況確認、情報収集、情報整理に当たるチーム
- 児童の状況確認と支援・指導、児童・保護者・教職員の心のケアに当たるチーム
- P T A・警察などとの連携に当たるチーム

#### ウ 市教育委員会との連携

市教育委員会と緊密な情報連携を図り、以下のような点について指導・支援を受ける。

- 情報確認、情報収集、情報整理などに係る必要な指導
- 臨床心理相談員やスクールカウンセラーなどの緊急派遣等の人的支援
- 県教育委員会や警察などとの連携に係る支援など

#### エ 事実関係を明確にするための調査の実施

以下のような事実関係を、可能な限り網羅的に調査する。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、関係機関等との情報連携を図りながら、客観的な事実関係を速やかに調査する。

- いつ(いつ頃から) ○どこで ○誰が ○何を、どのように(態様)
- なぜ(人間関係の状況や学校の対応に関する課題など)

#### (ア) いじめられた児童からの聴き取りが可能な場合

聴き取り調査を中心に実施するなど、調査については十分な配慮を行い、インターネット上のプライベートに関する情報拡散・風評被害等にも配慮する。

- いじめられた児童の学校復帰を最優先とした調査
- 情報を提供してくれた児童の安全確保
- 県教育委員会が実施する「学校ネットパトロール事業」を活用した緊急監視の実施など

#### (イ) いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合(いじめられた児童が入院又は死亡した場合)

意識不明等の病状や死亡により、いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合、当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。

- 調査方法については、市教育委員会が調査主体となる場合、「鹿児島市児童生徒に関する事故等調査委員会事故対応フロー図」に基づき、調査委員会と市教育委員会・学校が連携して実施する。
- 児童の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」（平成26年7月、児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考にする。

### (3) その他の留意事項

#### ア 心のケア

いじめられた児童及びその保護者はもちろんのこと、調査そのものが調査対象の児童や保護者に心的負担を与えることも考慮し、調査の実施と並行して、臨床心理相談員やスクールカウンセラーの派遣を市教育委員会に要請する。

#### イ 調査に当たっての説明等

##### (ア) いじめられた児童及びその保護者に対して

- 調査方法や調査内容について、十分説明し、合意を得ておく。
- 調査経過についても、適時・適切な方法で報告する。

##### (イ) 調査対象の児童及びその保護者に対して

- 調査によって得られた結果については、分析・整理した上で、いじめられた児童及びその保護者に情報提供する旨を十分説明し、承諾を得ておく。

#### ウ 報道取材等への対応

プライバシーへの配慮を十分に行い、事実に基づいた、正確で一貫した情報を提供するために、市教育委員会と十分連携して対応する。

なお、自殺については、連鎖（後追い）の可能性等を踏まえ、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にする。

### (4) 調査結果の提供及び報告

#### ア 調査結果の提供

いじめを受けた児童やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童やその保護者に対して説明する。

#### イ 調査結果の報告

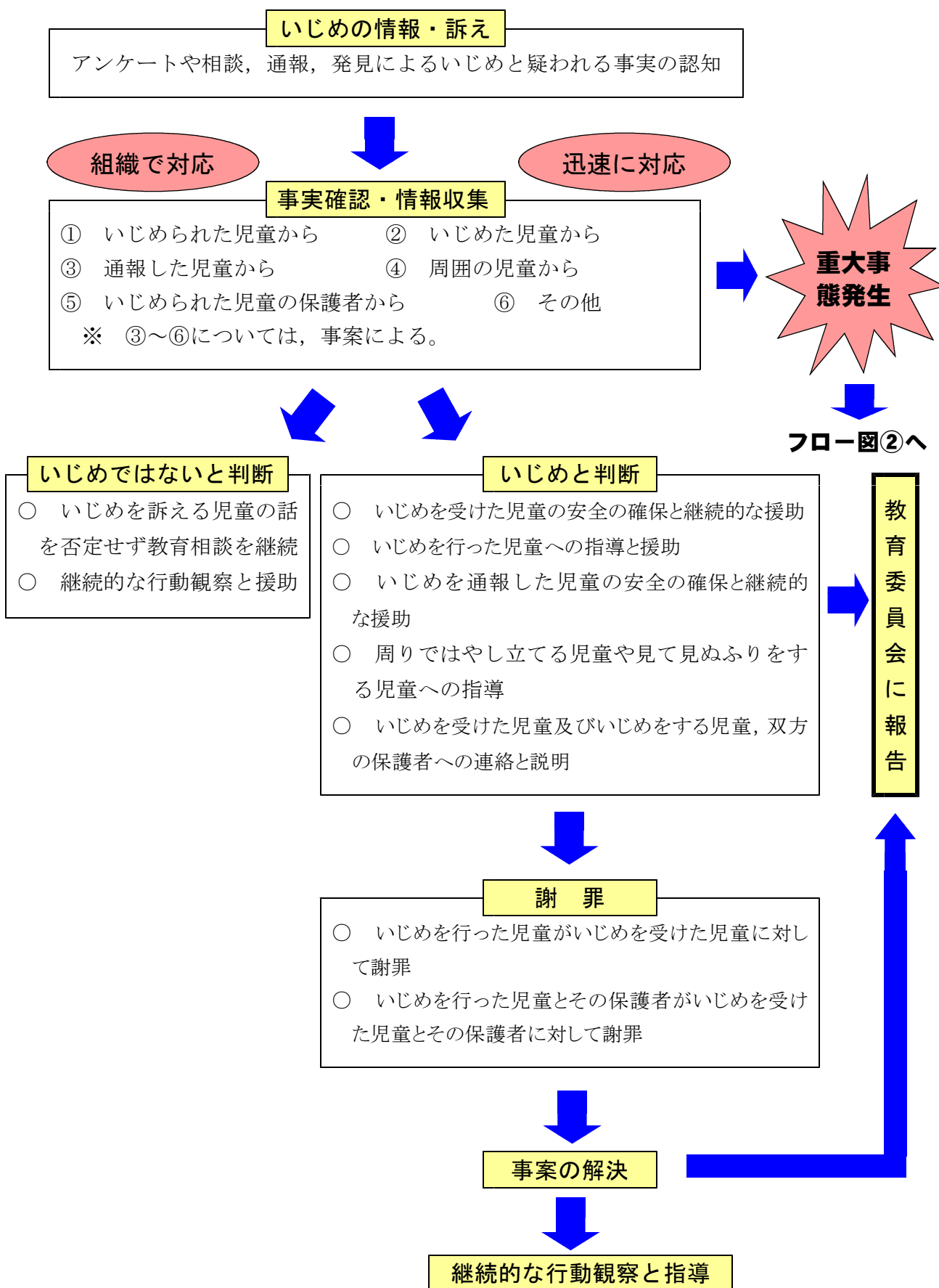
調査結果については、市教育委員会を通じて、市長に報告する。

上記(1)の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた文書を報告書に添付する。

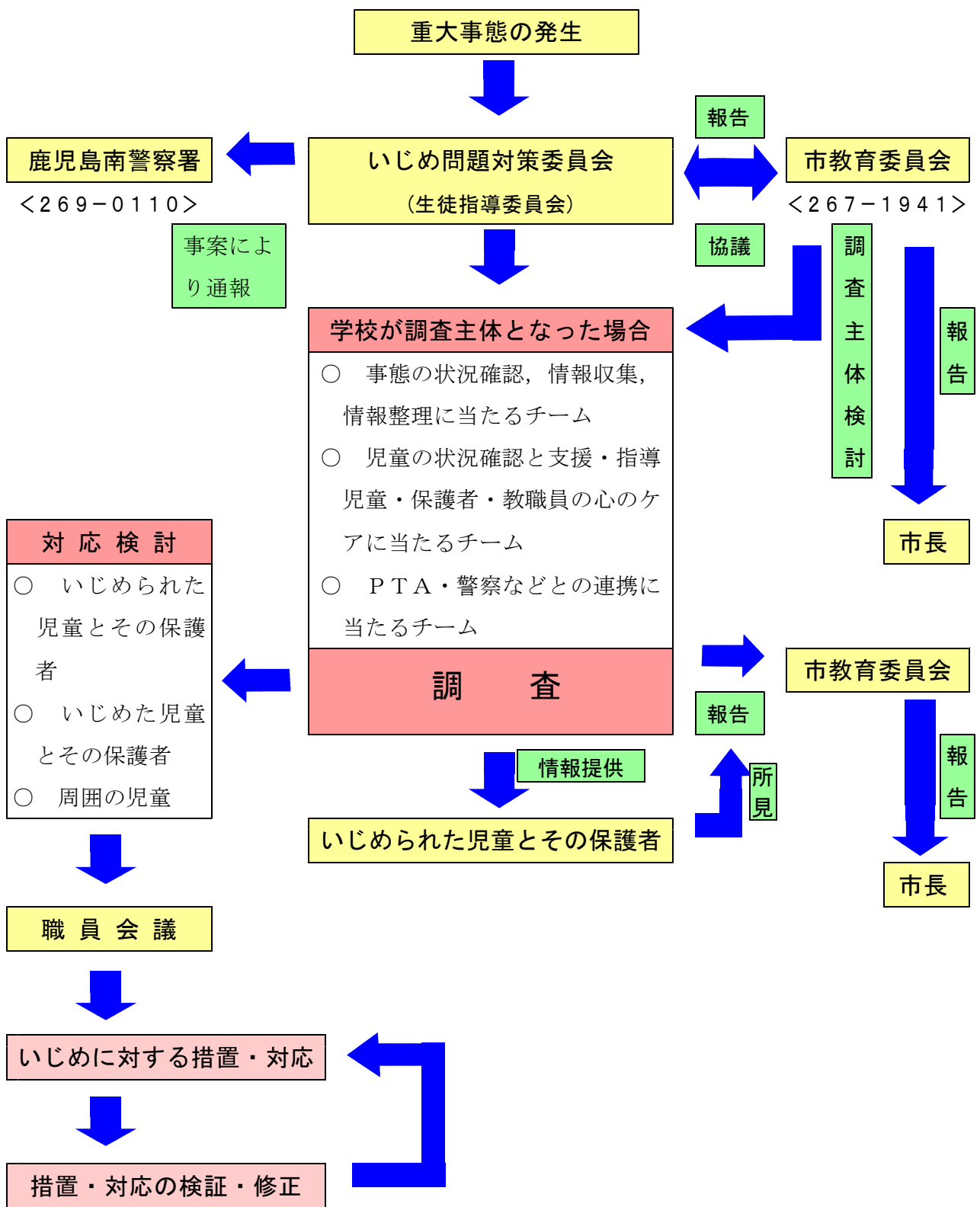
## 7 公表及び改訂

本基本方針は、学校ホームページで公表するとともに、より実効性の高い取組とするため、生徒指導委員会で本校のいじめ防止等に向けた取組の検証を行い、必要に応じて見直しを行う。

## いじめ事案への対応フロー図①



いじめ事案への対応フロー図②



重大事態の調査主体が教育委員会の場合は、「鹿児島市児童生徒に関する事故等調査委員会事故対応フロー図」に基づき、調査委員会と市教育委員会・学校が連携して実施する。